

農地バンクを活用しましょう！

◆ 農地バンク(農地中間管理機構)とは？

農地を貸したい人から農地を借り受け、必要に応じて条件整備などを行い、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸する農地バンク事業(農地中間管理事業)を実施する機関として、都道府県知事が指定する公的な機関です。



◆ なぜ農地バンクなの？

出し手のメリット

- 1 公的機関だから安心！**
貸し付けた農地は、しっかりとした選定基準の下意欲ある地域の担い手へ転貸されます。
賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。
- 2 農地は返却されます**
農地は貸付期間終了後、必ず返ってきます。
(希望に応じて、契約の延長も可能です。)
- 3 受け手とマッチングします**
万が一受け手が耕作できなくなった場合、農地バンクが新しい受け手を探します。
- 4 税金の優遇措置が適用されます**
所有するすべての農地を10年以上貸し付けると、一定期間固定資産税が半額になります。

受け手のメリット

- 5 賃料支払いや契約事務が楽に！**
複数の地権者から農地を借りる場合も、契約や賃料の支払い先は農地バンクのみです。
- 6 農地の集約化をサポートします**
地域の話合いに基づき、分散した農地を交換してまとめます。
- 7 協力金が支払われます**
まとめて農地を貸し付けた地域には、協力金が交付されます。
- 8 農地の条件整備ができます**
最大農家負担ゼロで基盤整備事業を実施できます。

地域のメリット

※ 各種支援措置には要件があります。

農地バンクを活用した地域の皆さんに 協力金をお支払いします!

1 地域集積協力金

※令和3年度から、同一年度内に「集積タイプ」と「集約化タイプ」の重複交付が可能となりました。

農地バンクに地域の農地をまとめて貸し付け、農地を集約化して生産性の向上を目指しましょう。

(1)集積タイプ

・地域の話合いにより、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に協力金を交付します。

(2)集約化タイプ

・担い手同士の農地交換等により担い手への農地集約化に取り組む地域に協力金を交付します。

【交付単価】

	農地バンクの活用率		交付単価 (貸付面積)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

- ※1 まとめて貸せば貸すほど**交付単価がアップ**します。
- ※2 中山間地域の農地バンク最低活用率を一般地域の**1/5に緩和**し、取り組みやすくしています。
- ※3 一般地域において、**2回目以降の申請**の場合は、区分1の活用率が**10%超に緩和**されます。

	農地バンクの活用率 (累積)	交付単価 (転貸面積)
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

- ※1 農地バンクへの貸付面積を増やせば、**交換できる農地も増えるし、交付単価もアップ**します。
- ※2 交付対象面積は、当年度の**翌々年度までの転貸面積**（計画を含む）としているため、地域の実情を踏まえ、**複数年度で交換を進められる**よう、取り組みやすい仕組みとしています。
- ※3 令和3年度から、過去に**地域集積協力金**（集約化タイプ以外）の交付を受けた農地についても**交付対象となる**よう、見直しました。

【農地バンクの活用率】

②当年度の農地バンクへの貸付面積

①地域の農地面積

(前年度末時点の貸付総面積を除く)

農地バンクへの貸付総面積

地域の農地面積

- ※1 ①は、地域の農地面積から、前年度末時点の**農地バンクへの貸付総面積**を除いた面積です。
- ※2 ②には、**交付対象とならない貸付面積**（貸付期間が6年未満の農地面積）も含まれます。

- ※ 令和3年度から、これまで農地バンクを**積極的に活用してきた地域**で集約化に取り組みやすくなるよう、**地域全体の農地バンク貸付割合**としました。
既に農地バンクの活用率が40%超の地域では、**農地バンクから借りている農地同士の交換だけでも交付対象**となります。

【交付要件】

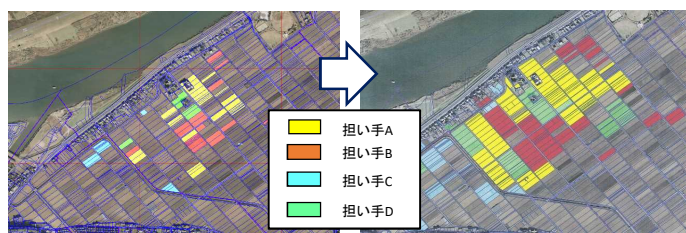
○ 交付対象面積の**1割以上が新たに担い手に集積**される必要があります。

- ※ 令和3年度から、担い手が不足する地域で、**新規就農者等**を確保しながら、**担い手への農地集積**に取り組む場合は、**申請時の割合を1/2に緩和**することとしました（この場合、**翌々年度までに1割以上を達成**する必要があります）。

○ 翌々年度までに、①又は②のいずれかを満たす必要があります。

- ① 地域の農地面積に占める担い手の**1ha以上**（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上）の**団地面積の割合が20ポイント以上増加**
- ② 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が**40%以上の地域**において、担い手の**1団地当たりの平均面積が1.5倍以上増加**。

【取組のイメージ】



取組前

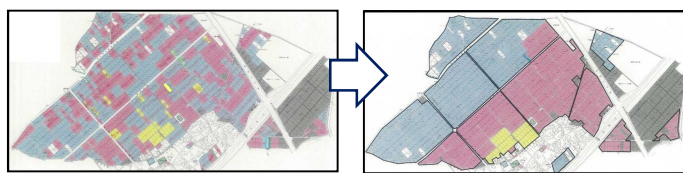
取組後

〈C県S町の事例〉

高齢化により農地を手放したいと考える所有者が増加していたため、農地の遊休化を懸念する担い手が、町担当者や農地の出し手に地区の農地の集積を提案し、農地バンクを活用して担い手への農地集積と集約化に結びつけました。

- 担い手への集積面積（集積率）
14ha（22%）から40ha（59%）に増加
- 担い手の平均経営面積
4haから10haに拡大（1団地当たりの平均面積も拡大）

担い手A(個人) 担い手B(法人) 担い手C(個人)



取組前

取組後

〈T県I市の事例〉

耕作条件が良く、担い手が競合して農地集積を進めてきたため、分散錯圃が生じていましたが、市の担当者が、農地交換による集約化を担い手に提案し、農地バンクを活用して分散錯圃の解消に結びつけました。

- 担い手が利用する団地数：30カ所から8カ所まで減少（1団地当たりの平均面積も0.7haから8haに拡大）

【地域設定に当たっての留意点】

- 地域集積協力金の対象地域は、同一の人・農地プランのエリアに含まれる一定の区域（農業集落、大字、学校区等の話合いの単位）です。
 - 人・農地プランは、「**実質化された人・農地プラン**」であることが必要です。
- ※ 令和3年度については、**実質化に向けた工程表**が作成されている場合も対象となります。

2 経営転換協力金

1つの作物に特化したい、リタイアするから誰かに農地を貸したい等の理由で、農地バンクに農地を貸し付けると、協力金が交付されます。

【交付対象者】

- 農業部門の減少により経営転換する農業者
 - （以下の農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止する場合に対象になります。）
 - ①土地利用型作物、②露地野菜等、③施設野菜、④露地果樹、⑤施設果樹、⑥露地花き、⑦施設花き、⑧茶、⑨牧草、⑩サトウキビ、⑪その他（①～⑩以外の農業生産部門）
- リタイアする農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない者

【交付単価】

	交付単価	上限額
令和3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

- ※1 令和4・5年度においては、**地域集積協力金と一体的に取り組む場合にのみ交付**されるほか、**交付単価及び上限額も減少**することに留意してください。
- ※2 令和3年度に交付を受けるためには、**3年12月末までに要件を満たした上で申請**する必要があります。

【交付要件】

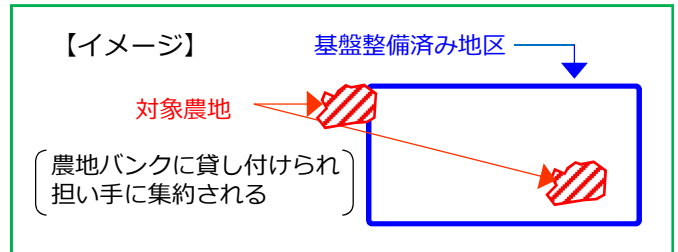
- 農地バンクに対し、全ての農地を10年以上貸し付ける必要があります。
- （注） ①農業振興地域外の農地、②農業振興地域内の**10a未満の農地**、③経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培するための農地は、農地バンクに貸し付けなくてもかまいません。

3 農地整備・集約協力金

簡易な基盤整備（農地耕作条件改善事業）に取り組む場合に、農地バンクを活用して対象農地を担い手に集約すると、農業者負担が軽減されます（最大でゼロ）。

【交付率（整備費に対する割合）】

目標年度における担い手の農地集約化率	交付率（整備費に対する割合）
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%



【主な交付要件】

農地耕作条件改善事業の実施地区において、以下の交付要件を満たす必要があります。

- ① 対象農地が基盤整備済み地区に内在又は隣接し、地域内で合計10ha（中山間：5ha）未満であること
- ② 対象農地の全てが、農地バンクに15年以上貸し付けられており、目標年度までに担い手に集積されること
- ③ 対象農地を含む地域において、人・農地プランの見直し（実質化）を行うこと 等

【内容に関しては、各都道府県を担当する地方農政局等へ、お気軽にお問い合わせください】

- 東北農政局（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
地域集積協力金・経営転換協力金（022-221-6237）／農地整備・集約協力金（022-221-6291）
- 関東農政局（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）
地域集積協力金・経営転換協力金（048-740-0099）／農地整備・集約協力金（048-740-0528）
- 北陸農政局（新潟県、富山県、石川県、福井県）
地域集積協力金・経営転換協力金（076-232-4319）／農地整備・集約協力金（076-232-4725）
- 東海農政局（岐阜県、愛知県、三重県）
地域集積協力金・経営転換協力金（052-223-4627）／農地整備・集約協力金（052-223-4638）
- 近畿農政局（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
地域集積協力金・経営転換協力金（075-414-9013）／農地整備・集約協力金（075-414-9541）
- 中国四国農政局（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
地域集積協力金・経営転換協力金（086-224-9407）／農地整備・集約協力金（086-224-9423）
- 九州農政局（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
地域集積協力金・経営転換協力金（096-300-6369）／農地整備・集約協力金（096-300-6502）
- 沖縄総合事務局（沖縄県）
地域集積協力金・経営転換協力金（098-866-1628）／農地整備・集約協力金（098-866-1652）
- 農林水産省（北海道）
地域集積協力金・経営転換協力金（03-3591-1389）／農地整備・集約協力金（03-6744-2208）